

契 約 条 項

（総則）

第 1 条 売払人及び買受人は、表記記載の物品売払契約に関し、この契約条項に基づき、仕様書その他文書に従い履行しなければならない。

（権利義務の移転）

第 2 条 買受人は、売払人の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

（物品の引渡し）

第 3 条 売払物品の引渡しは、売払人の指示した文書その他に従って行うものとする。

（危険負担及び所有権の移転）

第 4 条 天災その他不可効力により売払物品が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が売払物品の引渡し前の場合にあっては売払人の負担とし、引渡し後の場合にあっては買受人の負担とする。

2 物品の所有権は、買受人が売払代金を納付した時に売払人から買受人に移転するものとする。

（売払代金）

第 5 条 買受人は、売払代金を売払人が発行する納入通知書により、その定められた期限内に納付するものとする。

2 前項の場合において、納付額は契約単価に売払数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額（ただし、契約単価に消費税及び地方消費税が含まれている場合及び消費税法上の非課税取引を除く。）とする。

（契約内容の変更）

第 6 条 売払人は、必要があるときは、買受人と協議の上、売払物品の内容を変更し、又は売払いを中止することができる。

2 買受人は前項により買受人に損失が生じた場合、売払人にその補償を請求することができない。

（契約不適合責任）

第 7 条 売払人は、売払物品引渡し後において当該物品の種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことへの責任を負わない。

（売払人の任意解除権）

第 8 条 売払人は、次条から第 1 2 条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、売払人及び買受人で協議して定める。

（売払人の催告による解除権）

第 9 条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行期間内に履行しないとき、又は履行期間の経過後相当の期限内に債務の履行を完了する見込みがないとき。

(2) 債務の履行を放棄し、又は正当な理由なくこれを中止したとき。

(3) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

（売払人の催告によらない解除権）

第 1 0 条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 買受人がこの債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 第 1 4 条又は第 1 5 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（暴力団等排除に係る売払人の解除権）

第 1 1 条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除

することができるものとし、このため買受人に損害が生じても、売払人はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 買受人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に債権の買受人たる地位を譲渡したとき。
- (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
（談合その他不正行為に係る売払人の催告によらない解除権）

第12条 売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため買受人に損害が生じても、売払人はその責めを負わないものとする。

- (1) 買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第18条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第18条第2項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 買受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第18条第2項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 買受人の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
（売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除権の制限）

第13条 第9条各号、第10条各号又は第11条各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、第9条から第11条までの規定による契約の解除をすることができない。

（買受人の催告による解除権）

第14条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催

告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(買受人の催告によらない解除権)

第15条 売払人がこの契約の債務の完全な履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、買受人は、直ちにこの契約を解除することができる。

(買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前2条に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、同条の規定による解除をすることができない。

(売払人の損害賠償請求権)

第17条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 期限内に売払物品の搬出をしないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、買受人は、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額(ただし、契約単価に消費税及び地方消費税が含まれている場合及び消費税法上の非課税取引を除く。以下この条及び第18条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第9条から第11条までの規定により、売払物品の搬出前にこの契約が解除されたとき。

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について会社更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 買受人について民事再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定めるとき(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当するときは、買受人は、遅滞なくその理由を売払人に申し出なければならない。

6 前項の場合において、売払人は、搬出期限後相当の期間内に搬出する見込みがあると認めるときは、買受人から違約金を徴収して搬出期限を延長することができる。この場合の違約金の額は、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて得た額とする。

7 前項の違約金に100円未満の端数があるとき又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

8 第2項に規定する場合(第11条の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売払人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

9 第2項、第3項又は第6項の規定にかかわらず、売払人は、売払人に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、買受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第18条 買受人は、第12条各号のいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額の10分の2に相当する額を、売払人が指定する期間内に支払わなければならない。買受人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 買受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 第12条第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 第12条第4号に規定する刑に係る確定判決において、買受人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定にかかわらず、売払人は、売払人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、買受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(買受人の損害賠償請求等)

第19条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(検査)

第20条 売払人は、必要があると認めるときは、買受人の履行状況について検査し、又は買受人に対し履行内容に関し必要な報告を求めることができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第21条 買受人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかにその旨を売払人へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 買受人が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による売払人への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、瀬戸市の調達契約からの排除措置を講じることがある。
(費用の負担)

第22条 この契約の締結に要する費用及び売払物品の搬出に必要な費用は、買受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、瀬戸市契約規則(昭和40年瀬戸市規則第18号)によるほか売払人と買受人で協議して定めるものとする。